

海事衛星通信サービス契約者設備契約条件

KDDI 株式会社

- (1) 設備は、インマルサットの型式承認を得たものであること。
- (2) 設備は、KDDI 株式会社(以下「KDDI」という。)が別に定める「使用契約者が取り付ける設備の技術条件」(以下「技術条件」という。)について、次のとおりであること。
 - ・ 設備が技術条件に適合し、かつ、その後もこれに適合するよう保守する。
 - ・ 設備が技術条件に適合しなくなった場合は、これの改善を行い、技術条件に適合すると認められるまで、この設備は使用しない。
 - ・ 技術条件の変更が行われた場合であって、設備の改造または変更が必要になった時は、使用 者がこれを実施する。
 - 設備の運用開始後、KDDIが必要と認めたときは、随時に技術条件に関する点検を受ける。
- (3) 使用契約者は、設備の変更、移転、設置場所の変更及び撤去等の工事を行う場合は、海事衛星通信サービス使用設備等変更申込書(様式第3号)ににより、KDDIに変更等の申請を行い、その承諾を得た後、実施するものとし、その設備の使用は KDDI から通知があった後とすること。
- (4) 工事等に要する費用は、使用契約者が負担すること。
- (5) 海事衛星通信サービス契約約款に基づく権利の譲渡があった場合は、その譲受人が使用契約者となり、海事衛星通信サービスの提供を受ける権利及び義務を承継すること。
- (6) この使用契約の解除は、海事衛星通信サービス使用契約解除通知書(IN_KAIJI 3)により行うこと。
- (7) KDDI は、この設備を KDDI の電気通信設備として使用することについて、使用契約者に対し、その対価の支払い及び海事衛星通信サービス料金の減免を行わないこと。
- (8) KDDI は、使用契約者が以上の条項に違反した場合、使用契約を解除することがあること。

以上